

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7年 1月21日（火） 午後6：25～ 6：45

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 谷口 亮太郎
○ 上山光重	
○ 清水貴志 欠	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第3条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第18条
- ・ 報告第3号 現況証明

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 ☒許可・不許可
- ・ 議案第2号 ☒許可・不許可

6. 内容

事務局長	それでは、お時間となりましたので、1月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思えます。 まず初めに議案の差し替えの案内をさせていただきます。 報告第1号にて申請がありました。申請番号66番●●●氏の筆数が8筆のところ誤って7筆としておりました。申請の合計面積も変わってきますので●●●氏の議案だ
------	--

	け差し替えさせていただきます。失礼いたしました。 それでは、会長よろしく申し上げます。
会長	それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしく申し上げます。 まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号 7 番の上山委員と 8 番の新田委員にお願いします。 それでは、事務局から説明をよろしく申し上げます。
事務局	失礼します。 それでは、早速ですが資料 2 ページ目をお願いします。
事務局	■議案第 1 号 P2 基盤強化法第 19 条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。今回、新規設定 1 件、再設定 2 件の申請がありました。 ■申請番号 62 番（使用貸借権）1 筆 新規設定 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 ■申請番号 64 番（使用貸借権）2 筆 再設定 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 ■申請番号 65 番（使用貸借権）1 筆 再設定 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 詳細は 4～9 ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。
会長	第 1 号議案について、何かありますでしょうか。
	（意見聴取） 異議なし。
会長	他に無いようでしたら、第 1 号議案についてはご承認いただきました。 次に、第 2 号議案について説明をお願いします

事務局	■議案第 2 号 P10 農地法第 3 条の案件です。 ■申請番号 76 番（所有権移転） 1 筆 譲渡人→兵庫県●●● 番地 ●●● 氏 譲受人→美作市●●● 番地 ●●● 氏 本件は増反による所有権移転の案件になります。 詳細は 11～19 ページに添付をしておりますのでご確認ください。 ■申請番号 78 番（所有権移転） 4 筆 譲渡人 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 譲受人 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 本件は贈与による所有権移転の案件になります。 詳細は 20～31 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。
会長	第 2 号議案について、何かありますでしょうか。
（意見聴取） 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、第 2 号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告事項第 1 号について、事務局から説明願います。
事務局	■報告事項第 1 号 P32～35 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてです。 今回 5 件の届出がありました。

	■報告番号 66 番 8 筆 こちらは差し替え版の議案をご覧ください。 届出者 大阪府●●● 番地 ●●● 氏 本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。 ■報告番号 71 番 4 筆 届出者 西栗倉村●●● 番地 ●●●氏 本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。 ■報告番号 72 番 1 筆・73 番 8 筆 届出者 兵庫県●●● 番地 ●●● 氏 本件は、故●●●氏・●●●氏の死亡による相続の届出です。 ■報告番号 75 番 32 筆 届出者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 本件は、故●●●氏死亡による相続の届出です。 詳細は 36～87 ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。
会長	報告事項第 1 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、次に報告第 2 号について説明をお願いします。
事務局	■報告事項第 2 号 P88

	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借の合意解約の届け出です。 今回 3 件の届出がありました。 ■報告番号 74 番 8 筆 貸付人 ●●● 氏 借受人 ●●● 氏 ■報告番号 79 番 2 筆 貸付人 ●●● 氏 仮受人 ●●● 氏 ■報告番号 80 番 1 筆 貸付人 ●●● 氏 仮受人 ●●● 氏 詳細は 90～98 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。
会長	報告事項第 2 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	他にないようでしたら、次に報告第 3 号について説明をお願いします。
事務局	■報告事項第 3 号 P99 現況証明願（非農地証明願）の届出についてです。 ■報告番号 77 号 2 筆 届出者 兵庫県●●● 番地 ●●● 氏 本件に関しまして、まず●●●番地の土地は元々細い農道として使用していましたが、●●●年ごろに車の乗り入れをよくするため道路を拡張して今に至ったそうです。また、●●●番地の土地に関しては、元々建っていた長屋を取り壊しそのまま手つかずとなっていたところを、国土調査により、他の畑などとまとめて畑として登記をしたそうです。しかし、以来耕作をすることもなく平成●年ごろにプレハブ小屋を設置してから宅地として利用していたたようです。これらの事情で非農地証

	明の申請がありました。会長、会長代理、清水委員により現地確認を行い、それぞれ宅地と道路と判定しました。 詳細は 100～108 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。
会長	報告事項第 3 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	① 既存の相対利用権の提出期限は 2 月 25 日、3 月農業委員総会分で終了となります。それ以降は、農地中間管理機構を介した利用権となります。お手元に申込用紙とその見本をお渡ししています。4 月以降はこちらをお使いください。また、2 枚資料があるかと思います。①の資料は現行で使っている相対の利用権と農地中間管理機構の利用権との違いを記載しております。②の書類は 4 月の農業委員総会を例に実際の流れを記載しております。こちらからもわかるように始期日が総会后すぐではなく約 1～2 か月かかることになります。 ② 2 月 25 日 18 時より西栗倉村再生協議会及び需要に応じた米生産の推進会議が開催される予定です。改めて皆様に通知が届くと思いますのでよろしくお願いします。
会長	以上よろしいでしょうか。 無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局長	お疲れさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。
会長代理	～閉会～

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____